

_____消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は自主検査票(別表)に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	始業時	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、_____ (管理権原者) に報告し、改修を図らなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班	班長 ()	—— 班員 ()
	消火班	班長 ()	—— 班員 ()
	避難誘導班	班長 ()	—— 班員 ()
	任 務 分 担		
通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 事業所内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。		
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。		
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者の避難をさせる。		

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水		
非常用食料		
応急手当セット (三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)		
懐中電灯		
携帯用ラジオ		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに定期的に点検する。

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危

除物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は在館者等に知らせる。
- (ウ) 営業等社外で活動する者の安否の確認及び情報の収集を行う。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、在館者の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 在館者を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 在館者の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 在館者を避難場所（_____）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第9条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時1回	○		
正社員	月、__月	年2回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
派遣社員	採用時	採用時1回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
アルバイト パート	採用時	採用時1回	○		
	就業時	必要の都度		○	○
備考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 消防用設備等の取扱要領等について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	震災訓練	___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月	総合訓練	___月

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導及び教育訓練指導の要請
- (3) 消防訓練の実施計画及び実施結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第11条 _____の防火管理業務の一部は、_____ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

附 則

この計画は、令和 ___年 ___月 ___日から施行する。